

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	企画政策課
会議名 (審議会等名)	第6回 嬉野市庁舎のあり方検討委員会	
開催日時	令和3年6月2日(水) 14:00~15:45	
開催場所	嬉野市役所 塩田庁舎 3-2会議室	
会議の公開可否	☑・不可・一部不可	傍聴者数 4人
公開不可・一部不可の 場合はその理由		
出席者	委員	谷口委員長、大塚委員、中島委員、田平委員、田島委員 江口委員、犬尾委員
	事務局	総合戦略推進部長(三根) 企画政策課長(小池)、同副課長(松本)、同企画政策G(池田)
	その他	庁舎のあり方検討支援業務受託事業者 東亜建設技術株式会社(渡利・木下)
会議の議題	嬉野市庁舎のあり方について(第6回)	
配布資料	・嬉野市庁舎整備基本構想【検討資料】	
審議等の内容	別紙のとおり	

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	企画政策課
議 題	嬉野市庁舎のあり方について (第6回)		
内 容	嬉野市庁舎整備基本構想の策定に向け、委員会に構想(案)を示し、基本理念及び基本方針に関し、意見を求めた。		
事務局	<p>ただ今から、第6回嬉野市庁舎のあり方検討委員会を開催いたします。まず初めに、次第2「委員への委嘱状交付」を行います。</p> <p>今回、2名の委員が交代になっていますので、新しく委員に就任されました方へ委嘱状を交付します。</p>		
市長	<p><b>【市長より新委員へ委嘱状交付】</b></p> <p>(新委員：中島秋夫氏、田平繁廣氏)</p>		
事務局	<p>続きまして、次第3「市長あいさつ」です。第6回嬉野市庁舎のあり方検討委員会開催にあたり、嬉野市長が挨拶申し上げます。</p>		
市長	<p><b>【市長挨拶】</b></p> <p>本日はご多用の中にご参集いただき、御礼を申し上げます。嬉野市庁舎のあり方に関しましては、委員会で熟慮に熟慮を重ねていただき、昨年一つの方向性を提示していただきました。我々としましても報告の内容をゼロベースで吟味をし、4月の臨時記者会見において今後の方針について、広く皆様にお伝えさせていただいたところです。その中では、1庁舎体制への移行、公有地の確保の容易さ、費用面の観点から嬉野庁舎の周辺地の公共施設がある公有地とし、それに伴い、塩田庁舎の利便性の低下を防ぐために、あらゆる手段を講じていくということで、検討委員会からの報告をしっかりと受け止めた上で今後の方針を示したところです。なぜ、庁舎を一つにするのか、市民の皆様へしっかりと説明することが重要になると思っております。すべては2万6千人の市民の命を守るためであり、そして、将来への負担を軽減して、子どもたちにツケを残さないためでもありますし、嬉野市の素晴らしい教育環境を次世代への贈り物とするために必要な措置であります。今やらなければならない事業だと考えております。お手元に別添の資料として災害対応の現実をレポートしたものを配っています。庁舎の統一は地域が一つになれない、かえって地域の分断を招いてしまうというようなことを直感される方もいらっしゃるようですが、私たちが今、現実として直面しているのが激甚化する災害で、過去のどの災害でも経験したことのない雨量が脅威として市民へ迫ってきています。その中で何とか皆さんの手助けをいただきながら、わずかながらの幸運に恵まれた形で</p>		

事なきを得ているという現実を知っていただきたいと思います。庁舎のあり方そのものに関しても、そういった現実を踏まえた上で、市民の命を守るための拠点として、庁舎が機能していくということを、委員の皆様の見解を取り入れながらつくりあげてまいりたいと思っています。庁舎のいいものを一つ造ればいいというものではないと思っております。職員一人ひとりの資質の向上、サービスのソフト面を強化していくことも庁舎整備と同時並行で進めていく必要があると考えております。庁舎の距離の問題を解消していくという観点から、嬉野市では佐賀県で初めてオンラインでの行政手続きシステムを導入しました。これは、24時間365日、自宅に居ながら行政手続きが進められるという画期的な制度であります。嬉野市はマイナンバーカードの普及率が佐賀県で一番進んでおり、これからはオンラインでの手続きも対象サービスを拡大しながら普及させてまいりたいと思っています。一方で、まだまだオンラインの手続き等に不慣れな高齢者の存在を決して無視する訳でもございません。地域に密着した郵便局など様々なネットワークをもっている機関と連携しながら、手続きが地域内で完結する取り組みを模索している最中であります。今、現時点で2庁舎があるために、2庁舎間を行ったり来たりしなければならないという手続きも現にある訳ですが、庁舎の統一だけでなく、そういったアプローチの中で解消していく努力を惜しまずにやってまいりたいと思います。

これから、まだまだクリアしていく課題も多いということと承知をしております。本委員会の中で白熱した議論が展開され、そしてこの委員会で行われた議論が広く市民の皆様に熱量として伝わっていきますように、また、その先には嬉野市の発展があり、さらなる飛躍につながっていくことを祈念しながら、挨拶いたします。

事務局

市長は他の公務が入っていますので、ここで退席します。

事務局

次に次第4、委員長の挨拶です。今回はコロナ感染対策のためリモートによる参加となられている谷口委員長、よろしくお祈りします。

委員長

皆さん、こんにちは。大変、ご無沙汰しておりましたが、新しく委員になられました中島委員、田平委員、どうぞよろしくお祈りします。本日はリモートでの参加となりましたけれども、私は、これまでそちらの方に毎回伺っており、本日も行きたいと思っていたのですが、福岡県に出されていた緊急事態宣言が6月1日以降も延長となりまして、私が居ります大学でも県外出張の禁止という措置が引き続き継続されるということが先般決まりましたので、やむを得ず本日はリモートでの参加ということになりました。ただ、私はこれまで大学の会議に限らず、九州の沖縄を含めた会議の議長や、九州経済連合会の会議の司会などをやるにあたって、こういう形での会議は何度か経験をいたしております。実際に現場にいたほうがいいことは勿論いいのですが、何とかこなすことができると思っておりますので、どうぞひとつよろしくお祈りします。

今回は8月21日が第5回目の会議になっていたかと思っております。大変白熱した議論で、いろんな議論が出たことをよく覚えておりますが、最終的にとりま

	事務局	<p>とめられて、8月31日に市長へ報告をいたしました。今回は第6回目ということで基本構想の検討のお話をうかがっております。私としても嬉野市のためにお役に立ちたいと思っていますので、できるだけ良い成果になればと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。本日の委員会は、委員7名のご出席をいただいております。嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席を満たしており、委員会の成立をご報告いたします。</p> <p>ご出席の皆様には、拡大している新型コロナウイルスの感染予防について、これまで同様、会議時間を90分程度とし、途中休憩等を挟みたいと思っておりますが、協議の進行によっては会議が長くなったり短くなったりというようなこともあるかと思っております。事務局としては柔軟に対応をしていきたいと思っております。皆様のご理解とご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例第6条1項より、委員長が議長を務めることとなっておりますので、谷口委員長に議事進行をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
審議経過	委員長	<p>それでは議事を進行してまいります。次第5、協議事項に入ります。次第5、嬉野市庁舎整備基本構想案について、事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、次第5「嬉野市庁舎整備基本構想案」について、これより説明したいと思います。説明の前に本年4月1日付けの人事異動により事務局員が一部変わったことの報告と今回、本委員会の皆さんにお願いすることになる役割について説明いたします。</p> <p>庁舎整備の所管部長である総合戦略推進部長の三根です。所管課の企画政策課長の小池です。担当の松本はそのままですが、私、池田が新しく担当に加わりました。皆様、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、本日は嬉野市庁舎のあり方検討業務を委託しています東亜建設技術株式会社のお二人にも同席していただいております。</p> <p>次に委員の皆さんに委員会で検討していただきたい点を説明します。本委員会は、嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例の中の所掌事務に</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎の現状及び課題に基づく今後のあり方に関する事項</li> <li>(2) 庁舎を整備する場合の基本的方針に関する事項</li> <li>(3) その他前2号に関し市長が必要と認める事項</li> </ol> <p>と定めており、一つ目の庁舎の現状及び課題に基づく今後のあり方に関する事項につきましては、昨年5回の委員会でもとめていただき、8月末に市長へ「嬉野市庁舎のあり方について」の報告をしていただきました。</p> <p>今回は、二つ目の庁舎を整備する場合の基本的方針に関する事項について、この委員会で内容を検討していただき、委員の皆さんからのご意見等をうかがいながら基本構想案に追加・修正等を加え、最終的な案としてパブリックコメ</p>

	<p>ント、市民説明会に出していくことにしています。</p> <p>後ほど、説明をいたしますが、この基本構想策定後は基本構想を基にした基本計画、そして設計、工事着手となっていくわけで、基本構想に盛り込んでいきます基本理念・基本方針という土台があって、新庁舎建設へと向かっていくこととなります。</p> <p>今回、この委員会で、例えば基本構想案に示しています庁舎の位置を現庁舎エリアのどこに決定していくということではないということになります。</p> <p>委員の皆さんに出していただくことになる意見は、基本方針に掲げている庁舎のあるべき姿を実現するために、どういう機能を持たせればいいのか、その意見が次のステップである基本計画の中で検討していくことの一つとなります。基本構想の検討資料11ページに基本構想から庁舎建設までの流れを示しておりますが、一番上に記載しています基本構想の部分を委員の皆さんに今回検討していただくこととなります。</p> <p>また、現塩田庁舎につきましても、1庁舎体制になった時に、どういう困りごとが出てきて、それを解決するにはどういう機能を塩田庁舎に持たせるべきではといった意見を出していただければ、それもまた基本計画の中での検討項目としていきたいと考えています。</p> <p>本委員会につきましては、冒頭説明しましたように本委員会の所掌事務としては、庁舎を整備する場合の基本的方針に関する事項となっています。スケジュール的には基本構想を7月までに策定したいと考えていますので、今回を含めて全部で3回程度の委員会を開催したいと考えています。次の基本計画にあたっては、建設に関わる専門的な分野にも入ってきますので、本委員会は基本構想までで終了とし、次の基本計画の策定にあたっては、新たに組織を立ち上げていくことにしています。</p> <p>なお、基本構想策定後、市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリックコメントを行うことと並行して、市民説明会を8月頃に開催する予定にしています。</p> <p>委員長 中身の説明の前に、委員会のミッションと大まかなスケジュールの説明がありましたけれども、ここまでで一旦、ご質問・ご意見がありましたらお伺いしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>委員 嬉野市庁舎のあり方についての報告書によれば、「1庁舎へ統合することにより、塩田地区市民に対する利便性や行政サービスの低下が強く懸念され、現塩田庁舎には地区市民の利便性を考慮した行政サービス窓口、出張所等を設置するとともに、オンラインシステムなど通信技術を十分に活用した窓口サービスの導入等により、行政サービスの向上を図っていく必要がある」と書いてあります。これに対する、基本構想に入る前に、これはどのように対応されるのでしょうか。これはこれとして基本構想というものをつくっていくのでしょうか。</p> <p>委員長 今のご質問は基本構想の中にこれから議論する論点として入っているのかと</p>
--	---

	<p>いう質問ですが、事務局からお答えをお願いします。</p>
事務局	<p>塩田庁舎の活用については、基本構想の中に盛り込んでいますので、そこで改めて説明をさせていただくということによろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>それでは、今の件については、これからの説明の中でお話させていただくとして、委員会のミッションとスケジュールについては、これによろしいですかね。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、ミッションとスケジュールの件は事務局の説明どおりということ結構ですので、引き続き基本構想の中身について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ここから嬉野庁舎整備基本構想（案）について、事前に配布していただきました「嬉野市庁舎整備基本構想」【検討資料】で説明いたします。</p> <p>1 ページから 20 ページの上段までは、「嬉野市庁舎のあり方について」の報告書の中から、新庁舎建設の必要性と考え方、あり方検討委員会での結論を掲載していますので、中身の説明については割愛させていただきます。</p> <p>20 ページをお願いします。</p> <p>20 ページの下段（4）基本理念からが今回、委員の皆さんにご検討いただく内容となります。</p> <p>まず、基本理念ですが、</p> <p>「すべてのひとにやさしい 安全・安心なうれし舎（や）としています。</p> <p>基本理念とはなんぞやということで行くと、わかりやすく言えばオリンピックで、オリンピックの基本理念は「世界平和」です。いかなることがまわりであっても、変わることはない根本の考え方というものが基本理念です。</p> <p>今回の新庁舎整備にあたって、この基本理念を掲げた理由は、四角の枠の中に囲んでいることですので、読み上げます。</p> <p>「嬉野市は新市誕生以来、市を挙げてひとにやさしいまちづくりに取り組んできており、嬉野市のまちづくりの拠点となる新しい庁舎にも、連綿と紡ぐその想いを込めていくこととなります。</p> <p>また、いつの時代においても市民の皆様の安心と安全を守る拠点としての庁舎が、嬉野市のブランドメッセージである“うれしいをいっしょに”をさらに進めていくこととなります。」</p> <p>この基本理念に基づき、5 本の基本方針を 21 ページに掲げています。</p> <p>まず、基本方針 1 市民の利便性が高い庁舎</p> <p>やはり、新庁舎にあるべき姿をしては、市民の利便性であり、誰のための庁舎であるのかという観点から基本方針 1 に掲げています。</p> <p>次に、基本方針 2 防災機能が充実した安全安心な庁舎</p> <p>東日本大震災・熊本震災、そして近年毎年勢力増強して襲ってくるが豪雨に対し、市民の皆さんの安全安心を守る防災機能の充実した庁舎であることは絶</p>

対であり、これは震災以来、建設されている全国の自治体の新庁舎でも重要視されているところであります。

次に、基本方針3 環境にもひとにもやさしい庁舎

今の時代に新しい建物を整備する場合において、エネルギーの環境面に配慮することは必然であり、なおかつ嬉野市には外国人を含め多様な人たちが来庁されますので、環境だけでなく、ひとにもやさしい庁舎を目指していくことになります。

次に、基本方針4 機能的・効率的で、経済的に優れた庁舎

機能的・効率的な庁舎を整備することが、行政サービスの向上にもつながっていくこととなりますが、一方で将来の財政負担を十分に考慮し、華美な庁舎にならないよう財政面にも注意を払っていくこととなります。

次に、基本方針5 まちの特性を活かした塩田庁舎の活用

新庁舎の建設にあたっては、新庁舎をどうしていくのかだけを考えていくのではなく、現塩田庁舎の活用もしっかり検討すべきだということで、基本方針の一つの柱として掲げているものです。

22ページから24ページにかけては、今説明しました基本方針ごとに、求められる機能を列記しています。

委員の皆さんには、ここに列記しています機能のほかにも、「こういう機能が必要ではないか」、反対に「この機能は必要としないのではないか」といったご意見をいただきたいと思っています。この部分については、あとで検討に入る際に基本方針ごとに意見を交わしていきたいと思っています。

25ページと26ページにつきましては、新庁舎の建設位置を示しています。26ページには候補地となる3つの敷地を示し、それぞれ必要となる整備に関し、説明を入れています。

次に庁舎の規模及び概算事業費についてですが、27ページから30ページに掲載している内容については、「庁舎のあり方についての報告書」にも同様の資料を付けていましたので、詳細の説明は省きますが、現時点における規模及び事業費は30ページに示しているとおりで、想定面積が8,000平方メートル、概算事業費が450千円/㎡としていますが、この規模及び事業費は、先ほど説明した新庁舎の建設位置でも変わってきますので、次のステップである基本計画の中で、31ページの事業手法を含め、定めていくことにしています。つまり、建設場所、庁舎の規模、事業費、整備手法は基本計画の中で、定めていきたいと考えています。

事業スケジュールについては、32ページに示しているとおりで、新庁舎の完成時期は今のところ、令和7年度末を予定しています。

最後、資料編として報告書の中にも掲載していました来庁者アンケート調査の結果を入れていますが、その中の一つ、来庁の手段に関しては、ほぼ自家用車・バイクとなっており、バスでの来庁はほとんど無いような状況となりました。

以上で基本構想案に関しまして、説明を終わります。

(休憩)

委員長	再開します。事務局から説明のありました基本構想案について、ご意見・ご質問はないでしょうか。
事務局	その前に、資料の訂正をお願いします。基本構想案の21ページ(5)基本方針の本文4行目の以下の4つの基本方針に基づいてとあるのは、以下の5つの基本方針に基づいての誤りです。
委員長	はい、わかりました。それでは先ほどの事務局からの説明について、ご意見・ご質問がある方はどうぞ発言をお願いします。
委員	庁舎の課題の中で、嬉野庁舎は築40年以上とか、1962年の建築で設計仕様が古いからとか、築50年を越えて老朽化とか書いてありますが、実質、何年なのかおわかりでしょうか。
委員長	はい。これは、事実関係というところですが、事務局いかがでしょうか。
事務局	基本構想案の2ページに庁舎の概要を記しています。ここに塩田庁舎、嬉野庁舎のそれぞれの築年数を入れていきますので、こちらを見ていただけたらと思います。
委員	第2庁舎を含めた大体のこの40年とか、50年とか、60年になるのでしょうか。その3つを指して言っているのでしょうか。
事務局	一番前にある第1庁舎が一番古い建物で築58年、その裏にある第2庁舎が東西に並んでおり、2ページに書いておりますように、築年数がそれぞれ違います。これを全部含めたところで40年以上だということで、表現をしています。
委員	そういうところで、40年とか、50年とか、60年というような形になっているわけですね。どちらかに統一したほうが良いのではないのでしょうか。これを読むと40年なのか、60年なのかわからないような書き方になりますので、これはおかしいのではないのでしょうか。
委員	3つ建物があってそれぞれ何年、何年としておけば別に問題ないだろうと思いますが。
委員	本日の会議は基本構想の内容を検討するとなっている訳ですね。これまでずっと庁舎のあり方検討委員会で今質問がありました内容もすべて含めて検討してきた結果、市の方に提案をした訳ですね。それはそれでしている訳ですから、その後今日からの検討会というのは、それを受けた基本構想の内容を検討するということです。これまで議論してきた中身については十分審議してきたものということで理解をしていただかないと、また前に戻ってしまうということに



	<p>なりかねません。その辺は十分に整理をして、事務局の方でどういう整理をするのかわかりませんが、上手く返答をしていただいて、これからの基本構想についてどうしていくのかというのが、今日の大きな会議の目的ですので、そういう点に沿って今日の会議を進めていかないと、また順繰り順繰りで何かわけのわからないような中身になってしまう恐れがあります。いろいろ意見を出されるのは良くわかりますけれども、先の方へ進んでいかななくてはいけないということを見ると、そのようなことを十分に説明していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、わかりました。今のご質問に関しては事実関係についてのご質問ということで、事実関係の回答がありましたので、それを持ってよろしいかと思えます。他にご意見・ご質問はありませんでしょうか。</p>
委員	<p>28ページに記載してある職員数ですが、職員数の規模にあった庁舎の面積を多分計画をされているだろうと思います。ただ私、地域で行政区長とかコミュニティの会長をしていて、2025年問題である団塊の世代が後期高齢者になっていけば、私の地区の吉田地区では今後10年から15年の間に3分の1程度の世帯数人口が減少するだろうと予測をしています。そういう中で現在の状況に合わせた庁舎の建設は、経費がかかり過ぎるという懸念を持っております。</p> <p>もう1つは、平成の大合併が行政経費の縮減が大前提で強行されたと思っています。国はデジタル庁を作って情報の一元管理をする方向に持っていっております。その中で10年か15年の間には平成の大合併の後の令和の大合併が、道州制と共に提起されるだろうという予測を持っておりますので、大規模な庁舎の建設というのは、もっと慎重に考えてもらいたい。渡り廊下を作って、2つの建物を作って、縮減された場合には別の利用をするとか、そういう構想もあって良いのではなかろうかと思っております。ただそういうことで、事務局の方々がどういうふうにご検討をお願いしたいと思います。例えば市立の小中学校は建設時の生徒の規模で建物を建てて、半数近くが空き教室というところも見受けられますので、将来に向けた検討というのは十分考慮する必要があるのではなかろうかなと思っております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。この「4 庁舎の規模について」というところは、今回の審議検討の中に入っていないというご説明でしたけれども、一応今のご質問に関して事務局の方からお答えがありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほど私の方から説明をしましたように、将来の財政負担ということで、基本方針4に掲げておりますけれども、経済的に優れた庁舎ということで十分にその辺りは配慮して規模等を決定していきたいと思っております。具体的には、これは基本計画の中で検討をしていくべきことと思っておりますが、基本方針毎の話の中でまた議論をしてもらえたらと思います。今日の会議の進め方としましては、まず21ページの基本理念から1ページずつ順に議論をしても</p>

	<p>らえたらと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>委員長 はい。委員長としてそういう形でこれから進めたいと思います。今日議論をするところは20ページの(4)基本理念というところから、21ページの(5)基本方針、そしてその内容としての22ページから24ページまでを議論したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは基本理念です。まずここから始まりますけれど、何か(4)についてご意見のある方からどうぞお願い致します。</p> <p>〈意見・質問なし〉</p> <p>それでは、(5)基本方針です。この基本方針1から5まであります。この文章を見ながら具体的な中身として、22ページ以降に「基本方針1 市民の利便性が高い庁舎の機能」から順番にあります。ここで最初にこの22ページについてご意見・ご質問がありましたらお伺いしたいと思います。</p>
委員	<p>21ページの基本方針5ですけれど、方針では嬉野庁舎に一本化するという方針がなされたと思いますが、塩田地域の方々の利便性を図るためにどういう機能を残し、どういう住民サービスの出来るだけ低下を招かないような機能を残すかというのをもう少しこう慎重に、塩田地区の方々に周知を図り、又は方向性を決定するという事で並行して動いていかないと、中々意識の齟齬が発生をしますので、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>今の件について、事務局の方からお答えがありましたらどうぞお願い致します。</p>
事務局	<p>この委員会で昨年8月に結論を出した時も今後の塩田庁舎の活用、これについてもしっかり考えていきたいと思いますということでご意見がありました。</p> <p>昨年、検討委員会で取りまとめられた報告書の中にも塩田庁舎の活用のことを記載していますが、具体的な検討までは至りませんでした。今回、塩田庁舎の活用は新庁舎建設とセットであるという考えのもと、基本方針5に掲げています。1庁舎体制になり、塩田庁舎にどのような不便が生じ、それを解決するにはどのような機能が必要となるのかといったご意見を8月に予定している市民説明会でうかがっていきたくと思っています。基本方針5に関しては逆に委員の皆さんにも意見をお聞きしたいと思います。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。ということで、この基本方針5につきましてご意見がありましたらどうぞお願い致します。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>市役所のOBですので中々言いづらいわけですけれど、私が入庁した時には5年10年、1つの部署に配属されるのがザラだったのですけれど、時代の変遷と共に、2～3年毎に人事異動をするということで、その担当部署の専門家</p>

	<p>がここ30年程度でいなくなりました。各部署で、この人はこの課の生き字引だというような人が一人、二人はいらっしゃるわけですが、各種届け出の受付関係が臨時職員とか嘱託職員辺りに回されて、正職員が効率的な経験が、中々、広範にその部署の習得がいないような状況が見受けられます。だから塩田庁舎で残した場合、ある程度の専門職の方を総合受付的にして一括で受付を出来るような体制を取ってもらえれば助かるのではなかろうかということを考えております。それと、証明関係の窓口は塩田庁舎に残して欲しいという要望です。</p>
委員長	<p>今のお話は、基本方針4の職員の執務効率ということではなくて、基本方針5の中ですか。</p>
委員	<p>5の中です。</p>
委員長	<p>5の中ですね、はい。今の意見については事務局の方はどうですか。</p>
事務局	<p>1つの要望ということで承るということで、よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>はいわかりました。他にご意見・ご質問ある方はどうぞ挙手をお願いします。</p>
委員	<p>また元に戻るような言い方をして、というふうになるかと思えますけれど。塩田の市民は、もともと本庁は塩田に置くということで合併をしているんだというようなことから、嬉野市に今度は古いから建直す、この際に本庁を嬉野に全部持っていくということについては塩田の市民が皆反対しているわけです。皆というわけにはいきませんが反対している人が物凄く多いわけです。そんな中でどうして、経済面でも苦しくなるご時世にどうしてこんなに1庁舎体制、1庁舎体制というふうに持っていくのか、そういうところが市民に説明されていないので皆さんが困り果てているわけです。</p> <p>それともう1つは、塩田の区長会での答申についても何ら変更も無く、返答もなく進んでいるということについては若干違和感があり、また不信感になってしまっているというようなことであります。この中の基本方針はもともとだと思えますが、塩田庁舎の行政サービスを残すということについては是非考えただければというふうに思っております。</p>
委員長	<p>基本方針5についてのご意見ですね。</p>
委員	<p>はい、そうですね。</p>
委員	<p>合併したからには必ずこういうことが行われる宿命みたいなところがあると思います。1つ1つ乗り越えながらやっていかなければいけないのでしょうかけれど、まずここで塩田の方にご理解をしていただきたい。私も嬉野の人間ですけど、市の名称は嬉野だ、本庁も嬉野だ、何でも嬉野にという意識は全くな</p>

	<p>いわけです。防災面とか考えて、嬉野があくまで一番利便性がいいであろう、そして塩田で残すべきものはしっかり残して、不便を感じないような形で納得してもらおうというようなことで進めてきたわけです。これは、消去法で申し訳ないですけど致し方ない部分は確かにあります。でも最低限、他の委員が仰ったようにエキスパートを置くとか、いろんな工夫を凝らしながら塩田の方に、不便を感じさせないやり方ができるのではないかとということを申し上げます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。他にご意見・ご質問はありますか。</p> <p>今、最初1からといったところ、5にいつてしまったわけですけども、念の為に基本方針2、特に防災機能、安全安心な庁舎という論点、それから基本方針3、環境にもひとにもやさしい庁舎の機能、こういったところについてご意見・ご質問をお伺いします。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>合併当初、私が塩田庁舎に配属されまして、当時農村整備という係で排水機場の担当の部署でした。排水機場の維持管理については首をかけてやらないといけないということで自覚をしたわけですけど、何で塩田に庁舎を置いたのか、塩田庁舎を防災拠点にしたのかと、当時の総務部辺りに詰め寄りました。今までの議論を知りませんので、塩田川の周辺を午前中から3時間かけて回って来ましたが、やっぱりこの庁舎は孤立をすと感じました。塩田川が、どこが決壊してもおかしくないという見立てをして、基本方針2、防災機能云々ということ塩田庁舎に持たせるのは不可能だろうと感じております。私が行政区長になった時点で、下の駐車場から中学校の体育館に渡り廊下を作ってくれという要望を市当局に出しました。だから塩田川の護岸の道路辺りから市職員も来られるだろうということで質問をしたわけですけど実現に至っておりません。そして中央公園ですが、ここは適地かなということで今日午前中見て回りましたが、冠水はしません。冠水はしませんけれど通行の便が非常に悪いなと思っております。そういうことでこの地区一体が、どこが決壊するかわからないという状況だろうという予測を私は立てておりますので、非常に塩田の方々はこの庁舎を本庁舎ということで希望があるのしょうけれど、いざ災害が発生した時の拠点には成り得ないと思います。ただ、防災の判断をするのは現場把握が第一です。だからこの近くに専門的な担当を配属していただかないと判断が遅れると考えておりますので、塩田庁舎の機能を頭に入れてながら検討いただければと思っております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。他にご意見・ご質問はありますか。</p> <p>それでは、2或いは3に係わず、基本方針4ですね。機能的・効率的で経済的に優れた庁舎の機能、これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p>
委員	<p>基本方針4の中に、一番下から2番目に「議会閉会中の議場等の多目的な活用を図るために、会議や研修等として利用できる環境を検討します」とあります。これは非常に新しい中身だと思います。今まで議場というのは議会が開催される時だけ利用して、後は何にもなかったですね。ですから非常にそれは考</p>

		<p>えておりましたけれど、この項でこういった項目が出されているということについては非常によろしいと思います。これは非常に検討するべきだと思います。それと一番下の、各地域拠点を ICT で繋いで云々と、こういうのがあります。これは塩田庁舎を含めてでしょうけれど、その各地域拠点という意味は、中身をもう少し聞きたいと思います。</p>
委員長		<p>はい、ありがとうございます。拠点の中身について何かお答え出来ることが、事務局の方でありますか？</p>
事務局		<p>まず議場のことについてですが、最近建設された他自治体の事例を見て、こういう使い方も出てきているなど感じ、入れてみたところです。ただし、有効活用の面ではメリットもありますが、固定式の席ではないために、議会事務局の職員が非常に困っているというデメリットの面のご意見も聞きましたので、この辺りはまた先進事例をもう少し勉強したいなと思っています。</p> <p>2つ目の、各地域拠点を ICT で繋ぎ、というところですが、これは塩田庁舎を含めたところなのですが、今のところ、令和7年度の建設完成予定としていますが、今現在やっている ICT は完成する頃の数年後にはさらに進んだ ICT になっていくのではなからうかと予測をしております。そういう中で塩田庁舎、嬉野庁舎だけで良いのか、それとももっと小さいところで、例えばコミュニティ単位でもやっていくことになるかもしれません。この辺りももう少し勉強していきたいと思っておりますので、現時点では限定しない考えの中で各地域拠点ということをごこには書かせていただいております。</p>
委員長		<p>はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。</p>
委員		<p>はい、結構です。</p>
委員		<p>私は団塊の世代です。ICT、電子申請、非常に市長は宣伝をされます。ただ、私はインターネットを引いておりません。スマートフォンも持っていません。ガラケーの携帯です。高齢化の中で、デジタル関係ではなく、もう少し住民の側に沿った行政のあり方も残しておいて欲しいと思います。</p>
委員長		<p>デジタル庁を始めとする国の政策にも直接関係してくるということで、特にデジタルデバインドに関する政策については、国を上げて対策をしなければならぬと言っているところですので、恐らくそういった文脈の中で自治体の方でも考えられるのではないかなと思います。何か事務局の方でありましたらどうぞ。</p>
事務局		<p>やはり電子化がかなり進んでいくことは予測されます。DX を始め、いろいろな形で世の中の情報化が進展していくことは予測されますけれども、ただその一方でやはり情報弱者の方の声も存在いたしますので、その方たちにどうサービスを提供していくのか、その辺りは電子化だけ一方的に進めるのではなく</p>

	<p>て、きめ細やかな、誰一人取り残さないように行政サービスに努めていく必要があると考えております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。今のよろしいですか。</p>
委員	<p>国の方策でデジタル化が進んでいくと思いますが、やっぱり高齢者はお金を持っているとか、タンス預金を持っているとかって言われますが、そういった方々ばかりじゃないですよ。例えばインターネットに接続する経費だって年間5～6万円はかかります。そういう経費を国民に負担を押し付けるのかという懸念を持っております。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご質問のある方はどうぞお願い致します。敢えて、基本方針3にご意見がなかったのですけれど、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、特にどこと特定は致しませんが、20ページから24ページまでの間の基本理念と基本方針についてご意見・ご質問がございましたら、どうぞお願いします。そろそろ90分近くになって参りましたけれども、今日の協議に関しましては、事務局の方で一旦整理をしていただいて、次回の会議で報告ということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>基本方針については大体わかりますが、基本方針1から基本方針5までの間にどういう形で現れるかということについては、今後の予定として32ページに事業スケジュールというのがあるわけですが、そのスケジュールを見ると、基本構想というのが今、我々が検討しているこの項目です。それに基づいて今度は基本計画というのが出されています。そしてその基本計画に基づいて、今度は設計を進めていく。こういうふうな形になりますが、その辺の流れが、例えば今色々な基本方針の具体的な流れが出ましたが、それについても具体的な検討は、次回の基本計画の中で出されるのかどうか。その辺はどういう考え方をして現れていくのか、或いは基本設計と基本計画との考え方、或いはどういう形が基本計画、どういう形が基本設計というようなことについて、もし何か回答があれば良いのかなあと考えております。</p>
委員長	<p>はい、今の件につきましては事務局の方から最初に1つ説明があったものをもう少し今のご質問に沿った形で説明をお願いしたいと思いますけれど。</p>
事務局	<p>資料の11ページを再度見ていただきたいのですが、ここに庁舎建設までの流れを記しております。基本構想から計画、設計、庁舎建設工事ということで、それぞれ基本構想はこういうものだと、基本計画はこういうものだとことを書かせていただいております。実際に基本構想、基本計画については、いろいろな自治体のもを見ると作り方は様々です。基本構想の中でかなり具体的に踏み込んで書かれているところと、基本構想、基本計画を1つにしたような計画もございます。今回、嬉野市につきましては具体的なところを織り込むところは基本計画でと考えており、基本構想の中で考え方を示したものを、具体</p>

		<p>的にどういう形でつくっていくのだというところを、次のステップであります基本計画の中で定めていきたいと思っております。基本計画はボリュームがかなり大きくなってくのではなかろうかと思っております。建設分野など専門的な方たちを入れたところで組織を立上げ、意見を伺っていきたいという考えでおります。</p>
委員		<p>今、事務局から説明のあった、11ページの赤で示されているのが今日の基本構想ですから、その後基本計画、設計、実施設計という流れになっていますよね。基本計画は今具体的に色々問題が、意見が出されたものを検討していくものですから、これはわかります。基本設計と実施設計、この関連はどういうふうな形になるのでしょうか。具体的な中身が決まった後、基本設計に入るといふ形でしょうけれど、それと実施設計ですが、基本設計と実施設計の関連はどういうふうに説明して良いのか。ちょっと我々が設計段階とかそういったものが良くわかりませんので、具体的に1つの姿が出来上がるのはどの辺か、基本計画なのか基本設計なのかちょっとわからない。その辺りはどういう形で考えていくのか。</p>
委員長		<p>はい、事務局お願いします。</p>
事務局		<p>この件に関しましては東亜建設が専門分野ですので、東亜建設の方から説明します。</p>
支援事業者		<p>まず基本設計ですけれども、建築基準法には集団規定と単体規定がというのがございまして、集団規定というのはその敷地の面積とか容積率とか、そういった法律のチェック、リーガルチェックをかけた上で単純な平面図とか立面図とか、ゾーニングみたいな形。皆さんが良くわかる、例えば不動産会社にある平面図。ああいったものは基本設計のレベルではああいった図面になります。実施設計になると実際、じゃあ材質を何にするかとか、例えば入り口をどうするかとか、後は消防法でどれくらいの間隔に非常階段を置かなきゃいけないかとか。そういう細かいリーガルチェック。実際の工事発注が出来るレベルまでの図面が実施設計となりますので、基本設計というのは基本計画で、基本計画は建築条件とか建物の建設条件みたいなのがまとまった上で、あらかじめのパスなり、そういったものを平面・立面・断面図レベルで、詳細図無しのもので作るのが基本設計。更に、工事をするための詳細な設計は実施設計という事になりますので、基本設計というのは実はコンペとか色んなやり方があるのですが、建築の知識が無い方でも出来るレベルのような絵になります。建築家とか芸術とか、そういった方でも出来る。実施設計はちゃんとしたゼネコンさんとか設計事務所が作るようなレベルの詳細のものになってきます。よろしいでしょうか。</p>
委員長		<p>はい、ありがとうございました。</p>

委員	<p>先程事務局から説明があったのは、市民説明会を8月頃に実施したいということでした。基本計画については新たな組織を作るということでしたので、私たちはお役御免になるのかと思います。基本構想を7月までに作成ということでしたが、基本計画が出来上がらなければ市民説明会は出来ないのではないかと思います。どうでしょうか。</p>
委員長	<p>事務局の方からお願いします。</p>
事務局	<p>これまでも特に塩田の方々から市民説明会の開催の声を聞いております。そういう中で、基本構想策定後に説明会を開きますというお答えをしております。その基本構想というのは市の考えを整理したものになりますので、この基本構想案をパブリックコメントにかけます。そこでも市民の皆さんからご意見をいただきます。基本構想に示す市の方針があつてこそ、新庁舎建設があるわけですので、この基本構想案を持って市民説明会に臨みたいと思っております。</p>
委員	<p>そうしたら、基本計画の中には、もう新しい庁舎の話しか出てこないということでしょうか。</p>
委員長	<p>今のご質問は、塩田庁舎の活用については、基本計画の中には入ってこないのではないかとご質問なのではないでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>基本計画、基本構想の中にも、ここ基本方針5に塩田庁舎の活用を入れておりますので、基本計画を策定する場面におきましてもこの基本方針5は検討していくという考えでおります。</p>
委員	<p>基本計画の中でも、この塩田庁舎の扱いについては議論出来るということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。ちょっと確認ですが、実際にこの設計図を書くのは、嬉野庁舎の設計図を書くというスケジュールが書いてあるということよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員長	<p>それは、設計するにあたってこの大きな考え方を膨らまして、ということよろしいでしょうか。</p>



事務局	その通りです。
委員長	はい、わかりました。では他にご意見・ご質問のある方はどうぞ。
委員	<p>質問ではありませんが。私は基本方針2の内容についてご助言出来ればということに参加させていただいていると思っているのですが、基本方針2は妥当な内容だというように感じております。そして、それ以降のページに具体的に表現されていますけれど、23ページの基本方針2については、表現等についてはもう少しシェイプアップ出来るのかなという感じはしますが、大筋この考え方で、今まで私が過去見てきた色んな県の新庁舎とかですね、そういうところの議論に関して、防災の観点から見れば、内容は含まれているというふうに感じております。</p> <p>それと、今後の検討の中で1つご意見を言わせていただければ、今回基本方針というものは5つあります。その5つというのは、これは、どれが優先という形ではなくて、恐らくどの機能も大事に具体化していきますという、今後のいわゆる設計の要だと思いますが、例えば1番上が1番優先されるとか、そういうものではないと私は解釈しているのですが、それによろしいでしょうか。</p>
事務局	これについては全部同等の重要なものだという位置づけでおります。
委員	はい、わかりました。後は、そういうふうに仰っていただけましたので、今後あと2回、構想の検討が実施されるというふうに理解をいたしました。この2回の中で今予定されているものが先程の説明の中では11ページの機能、いわゆる今後検討される部分で、まだ今日の話になかったこれからの話のテーマは求められる機能の具体化であり建設場所の具体化であり、そして規模の具体化というふうに理解をしております。その場合、この基本方針2に関わる防災機能の充実というのをどういうふうに具体化するかというのはここでは問われない。基本計画で具体化されるというふうに理解しているのですが、よろしいですか。
事務局	はい。具体化するのは基本計画です。その中でよりこれを具体化するものを練り上げていくということになります。
委員	わかりました。私の方からは以上です。
委員長	はい。先程お話にありました基本方針2の文章のシェイプアップですが、そのブラッシュアップをするのに良い表現などがありましたら是非ご提言をいただければと思います。仮に今日今すぐじゃなくても、是非その辺りは事務局の方にも参考になるかなと思いますので、その辺りを含めてご提言をいただければなと思いました。
委員	はい、わかりました。

委員	<p>役所というのは何でもかんでも書きたがりますが、喫茶室を整備するとか、休憩スペース、キッズスペースとか、どれだけの庁舎の内容かなと心配しております。だからやっぱり行政機能と住民サービスの施設というのは分けて考えていただいて、機能的な役所にしていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ただいまのご意見は基本方針1に書いてある表現と考えてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい、そうですね。</p>
委員長	<p>はい、わかりました。じゃあ、今のご意見について事務局より何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、これは次回に関わってくるのですが、今日はもう、ちょっと予定の時間をオーバーしておりますので、今日の会議はこの辺で終了となると思っております。次回、この22ページ、23ページ、24ページにそれぞれ掲げておりますけれど、この部分を1つずつ掘り下げて検討していかなければいけないと考えております。例えば今ご意見があったように、ここ22ページの下から2番目に休憩スペース云々を書いておりますけれど、ここの文の中から、これは必要無いのではないかとというようなご意見があれば、その部分は削除の方向で検討してみたいし、逆にこういう形容が必要になってくるのではないかと、というものがございましたら、それを加えていくというようなことを、次回1つずつもう少し掘り下げた検討を考えておりますけれど、よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>皆さんよろしいでしょうか。はい。ではそういうことで次回の委員会を進めていただきたいと思います。それでは次第でいきますと、その他でございましたけれど事務局の方から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどもお伝えしたように、次回の開催につきましては6月末に第7回の委員会を開催したいと思っております。これは早めに日時を決めまして委員の皆様の方にはご連絡をしたいと思っております。</p> <p>最終的には7月と思いますけれど、ここで基本構想を最終的にとりまとめるという作業を考えております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。その他、これで終了と致したいと思っておりますけれども何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは大変お疲れ様でございました。本日予定の議事につきましては全て終了致しました。以上を持ちまして第6回嬉野市庁舎のあり方検討委員会を閉会したいと思います。大変お疲れ様でございました。</p>